

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

1 日時

令和5年3月17日（金曜日）

午前10時01分開会、午後1時24分散会

（休憩 午前11時8分～午前11時8分、午前11時10分～午前11時10分、
午前11時15分～午前11時19分、午前11時56分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総務部

千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、加藤参事兼人事課総括課長、
山田財政課総括課長、加藤行政経営推進課総括課長、今野税務課総括課長、
和田管財課総括課長、草木法務・情報公開課長

(2) 復興防災部

佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、田端消防安全課総括課長、
多賀県民安全課長

(3) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、小國地域振興室長、藤原科学・情報政策室長、
大越企画課長、大森市町村課総括課長、高井地域企画監、木村デジタル推進課長

7 一般傍聴者

8人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第26号 岩手県附属機関条例

イ 議案第28号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第35号 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

エ 議案第69号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求ることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第94号 「安保関連3文書」改定の撤回と大軍拡・大増税の中止を求める請願

イ 受理番号第95号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願

9 その他

(1) 次回の委員会運営について

(2) 委員会調査について

10 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方々を御紹介いたします。

長谷川警務部長から警察本部の新任の方々を御紹介願います。

○長谷川警務部長 警察本部の新任の職員を紹介いたします。

金田一正人生活安全部長です。

中屋敷修二刑事部長です。

吉田知明交通部長です。

金崎将樹警備部長です。

熊谷秀一警務部参事官兼首席監察官です。

加藤秀昭警務部参事官兼警務課長です。

坂本修考警務部参事官兼人財育成課長です。

高橋幸伸警務部参事官兼県民課長です。

菊地哲志警務部参事官兼会計課長です。

亀山久雄監察課長です。

前川剛生活安全部参事官兼生活安全企画課長です。

三浦正人生活安全部参事官兼地域課長です。

足利信弘生活安全部参事官兼通信指令課長です。

松本一夫生活安全部参事官兼人身安全少年課長兼刑事部参事官です。

藤林隆博刑事部参事官兼刑事企画課長です。

上野太郎刑事部参事官兼捜査第一課長です。

南部一成交通部参事官兼交通企画課長兼交通規制課長です。

高橋淳警備部参事官兼公安課長です。

千葉浩哉警備部参事官兼警備課長です。

高橋淳総務課長です。

以上で警察本部の紹介を終わります。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、議案の審査を行います。議案第 26 号岩手県附属機関条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤行政経営推進課総括課長 それでは、議案第 26 号岩手県附属機関条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 2 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県附属機関条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の制定の趣旨ですが、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3、第 1 項の規定に基づき、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。これは、箱囲みに記載のとおり、第 2 期アクションプランの策定を踏まえ、これまで個別の条例で設置していた市議会等について、附属機関に関する統一的な条例を制定するものであります。このような一括条例化は、全国で半数以上の府県が取り入れており、近年でも山梨県や長野県が新たに制定しているところでございます。また、より積極的に意見を県政に反映する必要がある要綱等で設置している会議等について、一括条例に位置づけることで附属機関へと機能強化し、行政の透明性、適正性を確保しようとするものであり、本条例制定を機に、これまで各部局が個別に所管していた審議会等について、総務部において一元的に管理しようとするものであります。あわせて今回一括条例に位置づけない会議等について見直しを進め、業務の効率化を図ろうとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容ですが、(1) は条例の趣旨について、(2) は執行機関の附属機関の設置及び所掌について、(3) から(7) までは、別表 1 から別表第 11 までの名称の欄に掲げる審議会等の組織、会長等及び副会長等、専門委員、会議、部会について定めるものであります。なお、別表につきましては、恐れ入りますが、議案（その 3）の 5 ページ以降にまとめておりますが、部局ごとに名称、所掌事項、委員の人数、委員の構成、任期をまとめております。また、12 ページ以降には、公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会など、各部局共通に設置しているものについて執行機関、共通附属機関として整理し、まとめているものでございます。

概要にお戻りいただきまして、(8) では必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くこと、または必要な資料の提出を求めることができるとしてること、(9) では審議会等の運営に関し必要な事項は会長等が審議会等に諮って定めることについて定めるものであります。

最後に、3 の施行期日等でありますが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。また、附属機関条例に移行する岩手県教育振興基本対策審議会条例等の 8 条

例を廃止し、所要の経過措置を講じるほか、中小企業振興条例について所要の整備をしようとするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 会長等とあるのですが、具体的にはどのような方が当たるのか。そして、この条例を改正することによって、かかる人員の集約化が図られるとは思うのですが、人員の集約化の規模などをお伺いしたいと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 お尋ねがございました会長等でございますが、議案（その3）の6ページの別表をごらんいただければと思います。各部局ごとに審議会等の委員の人数、委員の構成、任期等を定めておりますが、委員の構成はそれぞれの構成員となります。基本的にはこの中から選ばれることになっておりまして、例えば総合計画審議会でござりますと、岩手大学の小川学長がなっており、その辺りは審議会それぞれというところでございます。

もう一つのお尋ねでありますが、人員が集約化されていくかどうかというところでございますが、先ほど申し上げました要綱等で設置している会議等について、より意見を反映するものはこの一括条例に入れまして、それ以外の一括条例の対象としない会議等につきましては、これから見直しを進めていくこととしております。具体的には、類似のものなど統廃合できないかどうか検討を進めていくことになりますが、それによって統廃合が進めばある程度委員の方々の集約もできるとの見通しをしているところでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高井地域企画監 議案第28号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の15ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付

しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成 12 年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けまして、同年に施行したものでございます。

それでは、今回の改正条例案について御説明申し上げます。まず、1、改正の趣旨であります。農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴い、新たに知事の権限に属することとされた農用地利用集積等促進計画の認可等にかかる事務を花巻市等が処理することとするなど、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、一つ目は租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項について所要の整備を行うものでございます。

二つ目は、都市計画法施行規則の一部改正に伴い、引用条項について所要の整備を行うものでございます。

三つ目は、博物館法等の一部改正に伴い、引用条項等について所要の整備を行うものでございます。

四つ目は、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴い、農用地利用集積等促進計画の認可等にかかる事務を新たに花巻市等が処理することとするものでございます。

五つ目は、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく工場にかかる届け出の受理等に関する事務を新たに盛岡市等が処理することとするものでございます。

六つ目は、環境保全関係事業を宮古市が処理することとする事務から除くものでございます。

七つ目は、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、現行の事務が廃止されることから、同法の規定を条例から削除するものでございます。

最後に、3、施行期日等でございますが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、租税特別措置法、都市計画法施行規則に関する事務は公布の日から、宅地造成等規制法及びそれに関する経過措置については令和 5 年 5 月 26 日から施行するものでございます。また、今回の改正に対し、所要の経過措置を講じようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員　地方分権一括法の中で、地方に権限が移るというのはそのとおりで、これまで進めてきたところであります。今回の移行によってこれまで県が担っていた仕事が各市町村に移るわけですが、そのことによる各市町村との負担割合について、どのように受けとめていらっしゃるのか。

また、宮古市は事務処理を解くということですので、恐らく県に戻ってくるのだと思う

のですが、その分をどのような形で担うのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

○高井地域企画監 負担割合等の御質問をいただきました。今回の改正は、法律の改正に伴う引用条項のずれなどが多く、新たに市町村が事務を負担するというものはあまり多くないのですけれども、農地中間管理事業の関係については、本来の権限移譲の形に合っている内容でございまして、この件に関して全市町村に対し権限を受けるかどうかをお聞きしたところ、花巻市、北上市、八幡平市、山田町から、事務の効率化等の観点から受けたいとのお話をいただきました。そのことで各市町村はそれぞれ数十万円分の経費と事務が負担増となりますので、その分は交付金でお支払いすることとしております。

もう一つ、宮古市の関係でございます。宮古市から御相談を受けまして、以前、宮古市で受けていた環境保全関係の事務について、専門家の配置等が難しくなってきたとのお話がありましたが、これはもともと県の事務でございますので、内部で調整しながら協議を進めてきた結果、県で処理することになるものでございます。

○城内よしひこ委員 人口減少等に伴って、各市町村も効率化を図っているのだと思うのです。そのような中で、今まで地方分権一括法で随時各市町村に権限がわたっていたものがそろそろもうできないということで、県に戻ってくる可能性があると思うのですが、今後、そのような受け皿となる準備等についてお考えかお伺いしたいと思います。

○高井地域企画監 今後、市町村から戻ってくる場合のお話でございますが、権限移譲は地方分権の大きな流れの中で進めてきているところでございまして、基本的には市町村が受けたいという事務を移譲させていただいております。事情があって戻したいということであれば、丁寧にお話を聞きしながら、効率的な行政運営をしていくということでございます。

○城内よしひこ委員 その辺のやり取りは、各市町村としっかりと連携して進めてほしいと思います。

○工藤大輔委員 私も同様のことを聞きたかったわけですけれども、答弁をいただきましたので、もう少し深くお聞きしたいと思います。

今回の条例案は、まさに権限移譲ということなのですから、4の農地中間管理事業については四つの自治体が受けられるということですが、1の租税特別措置法について、もう一度受け入れる市町村をお示しください。

それと、市町村も人員を削減しながら、厳しい体制で住民サービスの向上に取り組んでいるわけでありますが、より現場に近いところで事務を行えば住民サービスがさらに向上するという観点から、受け入れやすくするための環境整備も必要かと思います。例えばDXなどについて、事務の負担を軽減させるような取り組みも必要かと思いますが、それについてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○高井地域企画監 1の租税特別措置法の関係でございますが、こちらにつきましては、条項のズレを直すものでございまして、新たに市町村の事務がふえたり減ったりするもの

ではございません。

それから、市町村の受け入れ体制整備について、我々も権限移譲を進めるに当たっては、市町村との連絡調整や事務を受けた後に県からのアドバイス等が必要になる場合に丁寧に進めることもこれまでやってきたところでございまして、今後もそのように進めていきたいと思っているところでございます。

○工藤大輔委員 これまででもやってきた、これからもそうしていくというのはよくわかるのですけれども、特に今、より多くの市町村で事務を受けられて、権限移譲が進んでいる一方、人員体制の関係でなかなか受け入れられない市町村もあるかと思いますので、県から見ても、現場で受け入れたほうがよりよいと思うことについては、環境を整える必要があるのだと思うのです。

それと、全体的に業務が大幅に低減できるような仕組みを早急に確立していくことも必要だと思います。今の答弁では、このままのペースでやっていきますのような形にしか受け取れないで、もう少し力強く答えてもらわないと。私は今後このような分野も強化していくべきだと思うのですけれども、改めてお伺いします。

○小國地域振興室長 今、工藤大輔委員から重要な御指摘をいただいたと思っております。事務の権限移譲に関しましては、これまで市町村と連携ながらやってきておりますが、事務数の多いところでは、花巻市のように1,000を超えているようなところもございます。一方、事務数の少ないところでは、住田町のように100に満たないようなところもございます。

こういったばらつきの中で、我々もそれぞれの市町村の体制や業務内容などを細かく確認させていただきたいと思っております。その上で、市町村課や関係部局と連携しながら、効率的で効果的な事務の執行のあり方については、逐次検討させていただきたいと思っております。また、県でも四つの重点事項においてDXも推進するということでございます。市町村の体制も含めて行政デジタルの推進のあり方などについて、効率化を図りながら効果的な事務を執行するために連携した取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 県庁は県庁内でのDXの推進、市町村は市町村でのDXの推進で、今はそのフォローアップを進めていくというやり方がメインになっているかと思いますが、やはり県と市町村におけるDXの一元化というところも重要だと思いますので、その観点で進めていただきたいと思います。

○藤原科学・情報政策室長 協力し合いながら標準化、電子化などを進めていくという観点で言いますと、一つの事例なのですけれども、県で進めている電子申請につきまして、来年度希望する市町村の意見を伺いながら、一緒にできるところは一緒にやっていこうということにしておりましたので、このような事例を積み重ねていきたいと思います。

○高橋穂至委員 聞きたいことは大体全部出ましたが一つだけお伺いします。権限移譲をいっぱいやるということは、要は市町村で処理しなければならない事案が多く、広域振興局に行って決裁をもらう必要があり時間がかかるという声をさまざまなところからいただ

いております。人口減少で県に戻る事務が多くなってきたときに、いかに素早くしっかりととした連携を取り、決裁の日にちを縮めて住民サービスを向上させるかということが大事になると思うのですけれども、その点の所見だけ伺って終わりたいと思います。

○小國地域振興室長 今、高橋穏至委員からお話のあった内容ですが、基本的に各事務には標準処理日数というものがございますので、その中で進めさせていただいております。

一方で、今回の権限移譲につきましては、分権一括法の中で市町村の権限強化ということもあるわけですけれども、まずは住民サービスの向上が第一だと考えておりまますので、本庁や広域振興局それぞれの役割なども十分に踏まえながら、日数もなるだけ短くするなど、そういった努力はふだんの見直しの中で進めてまいりたいと考えております。

○高橋穏至委員 特に今回ふえました農地の関係ですと、やはり現場をしっかりと知っているところでないと日数がかかってしまうわけです。そういった意味で、単純にここまでが県の認可で、ここまでが市町村という、要は市町村から県に上げて、県で決裁をもらって、また市町村でというプロセスの中で、決して全て委託でなくとも、例えば決裁をもらう部分はこうだけれども、現地調査は市町村でやるなど、中身をしっかりと精査しながら効率的な運用を行い、住民サービスを向上させるということも研究していただきたいと思います。一言お願いします。

○小國地域振興室長 まさに高橋穏至委員がおっしゃっていることは住民サービスの向上に資するものだと考えております。いずれ広域振興局、本庁、市町村の事務の役割を見ながら、今まで以上に連携してまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多賀県民安全課長 議案第35号自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案について御説明いたします。

議案（その3）の72ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。議案とあわせてごら

んいただきたいと思います。

まず、1の制定の趣旨ですが、箱囲みに記載のとおり、自転車活用推進法の制定、国の自転車活用推進計画の策定及び岩手県自転車活用推進計画の策定など、自転車利用が推進される流れがある一方、高性能な自転車が関係した交通事故による致死率が増加傾向にあるなど、自転車利用のリスクが高まっていることから、身近な交通手段である自転車の安全で適正な利用を促進し、安全で安心な社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、2の条例案の内容ですが、(1)は条例の目的について定めるものであります。この条例は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、基本理念を定め、それぞれの主体の責務を明らかにするとともに、その施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

(2)は、定義について定めるものであります。

(3)は、基本理念について定めるものであります。自転車の安全で適正な利用の促進は、環境負荷の軽減や健康増進に資するなど、公共の利益の増進に資するものであるという認識のもとに行われなければならないこと。しかしながら、自転車は、運転によっては人の生命や身体に著しい被害が生じる重大な交通事故を発生させることがあることから、道路交通法に規定する車両であるとの認識を持って利用されなければならないことを規定しております。

(4)から(8)までは、それぞれの主体の責務について定めるものであります。県、県民、自転車利用者、事業者、交通安全団体については、基本理念に定めたとおり、自転車の安全で適正な利用の推進に当たり、適切な役割分担のもとに取り組む必要があることから、それについての責務を定めることとしました。

次のページにまいりまして、(9)では、自転車の安全で適正な利用に関する教育等について、施策の推進をする県のほか、保護者、事業者、学校の長、自転車小売業者及び自転車貸出事業者に自転車の安全で適正な利用に関する教育や啓発を行うように努めることを規定するものであります。

(10)では、自転車の点検及び整備について、自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸出業者に対しては、その利用する自転車及び事業の用に供する自転車等について、定期的な点検及び整備を行うように努めること、また自転車小売業者に対しては、自転車の定期的な点検及び整備にかかる必要な情報を提供するように努めることを規定するものであります。

(11)では、事故が発生した場合に生じた損害に対し被害者、加害者双方の経済的リスクの低減を図るために、自転車利用者または自転車を利用させる者に対し、自転車損害賠償責任保険等へ加入するよう努めることを定めるものであります。なお、保険加入の義務化については、本県の法制上の考え方を踏まえ、さまざまな検討を重ねてまいりましたが、保

険加入の重要性等の啓発を進め、保険加入の促進を図っていくなど、県民に理解していたら取り組みを積極的に講じていくことで請願の趣旨や条例の目的を達成できるものと判断し、努力義務の規定としたところであります。

(12)では、自転車利用者等への自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供について、施策の推進をする県のほか、事業者、学校の長、自転車小売業者、自転車貸出業者に自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供を行うように努めることを定めるものであります。

(13)では、道路交通関係の整備について定めるものであります。

最後に、3の施行期日でありますと、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするとありますと、2の(9)から(12)までの教育、点検整備、保険加入については、努力義務を課すこととなり、一定の周知期間を設ける必要があることから、令和5年7月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○名須川晋委員　(11)、(12)の自転車損害賠償責任保険等への加入あるいは情報提供について、予算特別委員会でも軽石義則委員が質問をされておりましたけれども、できるだけ加入促進に努めるということで義務とはしなかったということでございます。では一体、加入をどの程度まで引き上げるのか、もちろん100%であればいいのでしょうかけれども、そういう目標数値を持った上で周知や情報提供を進めていくのかお伺いいたします。

○多賀県民安全課長　加入率のお話でございますが、条例の検討に当たりまして他県の情報も確認しましたが、一つは、登録制度ではないため、分母となります車両台数が把握できること、それから、複数の保険に加入する場合があり、分子となります加入件数が把握できないことから、全国でも加入率が把握できない状況となっております。唯一、a u 損保が全国調査したものをもとに、各県がある程度は把握しておりますが、加入義務とすることが困難との判断に至った大きな理由として、そのような状況がございます。このことにつきましては、基本的には自転車利用の方々に対し、自転車は車両であり事故の危険性があること、また、全国で高額賠償事例も出ており、その当事者になりかねないということをきちんと理解し、納得して入ってもらうような動きを一連で進めないと、加入はなかなか難しいかと思いますので、条例制定に当たりましては、教育機関やさまざまな損害保険会社、自転車販売業者等と連携して周知を図り、推進していきたいと考えております。

○名須川晋委員　状況はわかりましたけれども、具体的な目標数値がわからなければ、どれほどの効果があるのか推しあれないのでないかと思います。やはり加入率は全くわからないということになるのでしょうか。

○多賀県民安全課長　加入率がわからないということは先ほど御説明したとおりでございますが、加入の状況については、例えば学校や特定の会社などで定点観測的にモニタリ

ングするような形で進捗がどうかということは可能かと思っておりますので、加入率を調べる方法等については今後検討しながら、加入促進の状況を把握するよう努めてまいりたいと考えております。

○名須川晋委員 わかりました。自転車による事故は年間どの程度発生しており、被害者に対し医療費をお支払いできないようなトラブルはどの程度あるのかお知らせください。

○多賀県民安全課長 自転車事故によるトラブルの件数も正確には把握しにくい内容でございますが、高額賠償事例につきましても、示談などでは済まず、裁判になって初めてわかるものですので、本県、また、全国の中でもどれだけあるかということはわからないものでございます。ただ全国では、20年ほど前から賠償額が9,000万円というような事例がかなりふえておりますので、各県ではそういう危機感のもとに損害賠償責任保険の加入を推進しているところでございます。

自転車事故の件数ですが、令和4年は全体で1,511件のうち自転車の事故は182件、12.0%となっておりまして、そのうち自転車対人は2件、自転車対車両は176件、自転車単独は4件となっております。

○名須川晋委員 数値がなかなか推しはかれないという状況はわかりました。義務化したかったのだけれども、なかなか難しく努力規定としたという背景も一応わかったつもりではあります。今後、実際に周知を進めていく中で、私もさまざま勉強しながら、また質問させていただく機会があろうかと思いますので、その節はよろしくお願ひいたします。

○城内よしひこ委員 それでは、順番に聞いていきたいと思います。

(4)の県の責務について定めるものなのですが、市町村及び交通安全団体への支援は具体的にはどのようなことを考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○多賀県民安全課長 市町村では、それぞれ独自に交通政策に取り組んでおり、例えば盛岡市などでは既に自転車に関する条例——これは放置自転車等の対策もあわせた条例でございますが、そのような取り組みを行っているところもございます。一方で、今回の条例では、市町村は責務を負う立場ではなく連携する立場としておりますので、市町村だけではできないようなところについても教育機関や事業所等と関係機関とつないだり、情報提供することによって連携を図り、県全体での自転車事故を減らすような取り組みをしてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 恐らく今の説明は、これまでもしてきてますよね。

○多賀県民安全課長 はい。

○城内よしひこ委員 そういったことを、例えどのように行っていくかなど、具体的に考えていかないとなかなか浸透しないと思います。

次の(8)については、自主的かつ積極的な取り組みを交通安全団体の責務とするということなのですが、今回の予算特別委員会でも工藤勝博委員が取り上げていましたけれども、地域の人口減少によって、交通安全母の会や交通安全協会も大変な状況であります。そういったことも含めて、県は自転車の部分を担う方々を育成、バックアップしていくことも

必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○**多賀県民安全課長** 交通安全にかかる担い手の確保については、全般にかかる課題として認識しております。これにつきましては、岩手県交通安全協会や警察等と連携し、また市町村とも十分に意見交換しながら、知恵を出し合い取り組んでいかなければならぬと考えております。

○**城内よしひこ委員** これからということなので、期待はしております。

(9)について、交通安全教育や普及啓発ということなのですが、この辺もこれまで各地域でやってきたところです。自転車に特化してやっていくのはいいことだと思いますが、例えば学校のカリキュラムなど、教育や普及啓発をどのような形で学校や事業者に落とし込んでいくのか、そのプランについてお伺いします。

○**多賀県民安全課長** この条例によりまして、事業者や学校の長等に交通安全教育等を行っていただくようお願いすることになりますが、自由に材料を集めてということではなく、県で貸し出しできるような教材等を集め、それを提供するなどして市町村や事業者、学校による教育、啓発が広く進むよう取り組んでまいりたいと思っております。

○**城内よしひこ委員** この条例によって、県民の安心、安全が担保されればいいと思いますが、条例制定に伴う予算というはあるのですか。

○**多賀県民安全課長** 交通安全対策事業費というものがこれまでもあり、その一部に周知を図るための新規予算を盛り込んでおります。周知に当たりましては、県だけの取り組みとするのではなく、損害保険会社も自転車条例に関心を持ってPRを考えておりますので、そういった企業とも連携して自転車損害賠償責任保険等への加入等について周知を図っていきたいと考えています。

○**城内よしひこ委員** 期待して終わります。

○**工藤大輔委員** 議案の審査に当たって、先ほどの名須川晋委員の質問にもあったのですが、交通事故等の関係について答えてもらうには、本来、県警察本部の出席も必要かと思うのですけれども、きょうは出席されていません。その辺について、まず委員長にお伺いします。

○**菅野ひろのり委員長** 工藤大輔委員から県警察本部の出席について御質問をいただきましたが、今回は条例の説明ということでありましたので、県警察本部ではなく復興防災部の中で説明していただいたということになっております。

○**工藤大輔委員** これは条例の説明ではなく、議案ですよね。決まった条例の説明ではなく議案ですので、その点を指摘させていただきたいと思います。

質問内容がかなり重複したので、それ以外についてお伺いしたいと思います。今回は、これまでやってきたさまざまな取り組みと、今後新たに取り組むべきものの中で部分的に強化すべきことを記述したというように認識しておりますが、条例制定によって今後数年間、特に強化して取り組んでいくのはどれなのか認識をお伺いしたいと思います。

それと、道路交通環境の整備は計画性を持って進めるのか、あるいは進捗をどのように

捉えながら整備を図っていくのかお伺いします。

○**多賀県民安全課長** まずは、この先の数年で力を入れていくことについて、どれということではございませんが、まずは自転車が車両であるという認識を広く県民の方に持っていただきたい。自転車は幼いころから乗り始めて、交通安全法規等を学ぶ機会がなかなかないまま成長するということもございますので、保険加入や車両点検整備、法令や安全な乗り方について、車両という認識をしっかりと持つということを県民の皆様に理解していただくことが肝要かと考えております。

それから、第13条の道路交通環境の整備の件でございますけれども、これは道路改良や新規開設の場合には、自転車が安全に通行できるよう設計上、配慮するというようなことを想定しているものでございます。例えばどんなに自転車利用者の方が気をつけていても、安全に通行することができないがために歩道に入ってしまういうことも事故の事例として多くありますので、安全、安心な利用につながるよう道路管理者のほうで道路改良等に配慮してもらうものでございます。岩手県自転車活用推進計画の中に自転車の通行空間等の整備とありますて、これと連動した取り組みを行うことを念頭に置いた規定でございます。

○**工藤大輔委員** 例えば自転車レーンの整備であったり、以前、別の機会に質問してつくられた歩車分離方式の交差点は、巻き込み防止の効果が高いということで、県内でもふえていっていると思います。こういった点においても道路交通環境の整備は非常に重要なと思いますので、一層整備が進むよう、予算がさまざま違うところもあると思うが、県土整備部や県警察本部とも目標を共有しながら、深く協力、連携して対策を講じていただきたいと思います。

○**飯澤匡委員** 今回の条例案というのは、関連して考えられるようなことを盛り込んだというものです、漁業関係者からの要請により議員発議でつくらせてもらったプレジャーボート条例と比較しますと、プレジャーボート条例は安全を保持するために過料の条件も入れたのです。そこまで踏み込むというのは、かなり大変なところがあつたけれども、それなりに効果が出ているというところで、今後も期待したいと思っています。

一方で、道路交通環境の整備については、ただいま工藤大輔委員からもお話があったように、管理するのが非常に難しいですよね。啓発というのはまさにそのとおりなのでいいと思うのですが、地方は学校の統合等があつて通学路が大分遠くなるので、自転車を利用せざるを得ない。そのような中で、交通法規や安全については、既にヘルメットの着用が義務づけられているし、その辺は大分社会的にも変わってきていると思うのですが、問題は都市部で軽車両という意識が非常に希薄で、傍若無人に通行しているということですね。道路交通環境の整備をどこまで本当に配慮してやるかという点については、県の基本的な施策とも関連することですから、ちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、岩手県の自転車利用に関する姿勢というのが見えてこないと、単にここに書いて終わりみたいな状況になってしまうと思うのですよ。

関係法令が制定されて、県もこれに関与していくという姿勢については評価しますが、

今までの質問者の話を聞いていても、今後これをうまく推進していくためには課題が多いという感じがします。要は、これからどのようにしてこの条例を管理するかということですね。指針たる中心となるものが損害保険等への加入なのか、その辺が予算も伴ってくる問題ですから、今回は今回としていいですけれども、今後どのように取り組んでいくのか聞いておかないとだめだと思うので、今の問題意識だけお聞かせください。

○田端消防安全課総括課長 個別の内容につきましては、先ほど多賀県民安全課長からお答えしたとおりでございますが、やはり県としましては、飯澤匡委員御指摘のとおり、どのように取り組みを進めていくかというところでございまして、まだこれからというところもございますけれども、県の交通安全対策協議会や各市町村の交通安全団体、それから自転車の販売業者や保険会社等の方々とも一緒に協力して進めていきましょうという合意ができておりますので、そういったところと一緒にになって、県民の皆様に、自転車の安全な使い方や、万が一事故が起きたときの保険の大切さというものをある程度長いスパンを持ってしっかりと丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 徹底的に安全管理をするのか、それとも利用者に対し、環境負荷がかからないということで利用促進をして、その中に安全を保つか。その辺がちょっと見えてこないのです。全部網羅しているからそうなのですよという感じなのだけれども、これは結構大事な話で、どこに力点を置くかによって働きかけの仕方も違うわけです。あれもやってみると、これもやってみると、なかなか目的が達成されないと思うのです。環境負荷等の面から考えると悪いことではないと思いますが、その点については今後の課題だと思います。

ヨーロッパを旅行したときに、自転車に乗っていたらぶつかって、大分怒られた記憶があります。それだけ社会の中に自転車という交通手段が非常に組み込まれていましたが、当時はそういう社会が日本にはなかったから。これは国家レベルの話ですけれども、そこまで目指していくのか、岩手県でもそういう方向性を持ってどのように目指していくかというのは結構大事な話だと思うので、その点は今後の課題としてしっかりと取り組んでいってほしいと思います。終わります。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決

定いたしました。

次に、議案第 69 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求ることについてを議題いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤行政経営推進課総括課長 議案第 69 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求ることについて説明申し上げます。

議案（その 3）の 150 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております包括外部監査契約の締結に関し議決を求ることについてにより説明させていただきます。

まず、1、提案の趣旨ですが、令和 5 年度の包括外部監査契約の締結に際し、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2、契約内容ですが、契約期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まであり、契約金額及び支払い方法は 1,212 万 5,000 円を上限とし、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に支払うものであります。ただし、必要があると認めるときは、概算払いをするものとし、監査費用の額の確定後に精算するものであります。

(3)、契約の相手方ですが、公認会計士の加藤聰氏でございます。この契約の相手方につきましては、これまでの外部監査人が 3 年の上限を迎えたことから、令和 4 年 9 月 1 日から 10 月 6 日まで公募を行いまして、職員で構成される選考委員会による書面審査及び面接を経て、外部監査人の候補者として選考したところでございます。この候補者について、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者と認められることから、契約を締結しようとするものでございます。なお、加藤氏の履歴につきましては、次のページをごらんいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 以前にも同議案が出たときに質問させていただきましたが、今回新たに外部監査人の候補者を選考されたということでした。履歴を見ますと、地方から都市部の包括外部監査等、非常に多岐にわたって経験されてきているわけですが、加藤氏の識見の特徴や優れている点などについて、どのように判断されたのか示していただきたいと思います。

○加藤行政経営推進課総括課長 契約の相手方の識見についてでございますが、飯澤匡委員から御指摘がございましたとおり、都道府県や市町村の外部監査等豊富な経験を有しているところでございます。最近でございますと青森県と盛岡市に入っておりまして、例えば青森県ですと、県産品の育成、流通に関することや公の施設の指定管理、あるいは環境対策や自然保護対策、盛岡市ですと、入札契約事務や住宅事業等幅広く見ることができるということがございます。

加えまして、本県はさまざまな公営企業や第三セクター等も持っておりますが、過去に

はその辺りも見ている経験があるということで、今回候補者としているものでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とするに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第94号「安保関連3文書」改定の撤回と大軍拡・大増税の中止を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明はありませんので、意見交換に移ります。本請願に対し、意見はありませんか。

○城内よしひこ委員 休憩願います。

○菅野ひろのり委員長 休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○菅野ひろのり委員長 再開します。

改めまして、意見はありませんか。よろしいですか。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野ひろのり委員長 それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、あわせて発言をお願いします。

○工藤大輔委員 取り扱いについて、通常であれば請願事項1から3までまとめて採決することになると思いますけれども、部分採決ができるのかどうか、そのように取り扱っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○菅野ひろのり委員長 ほかにも意見をお聞きした上で、進めさせていただきたいと思います。ほかに御意見ございますでしょうか。

○飯澤匡委員 休憩願います。

○菅野ひろのり委員長 それでは、休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○菅野ひろのり委員長 再開します。

本請願について、改めて取り扱いまたは意見表明をお願いいたします。

○飯澤匡委員 いろいろな立場で主張されるのは、民主主義国家ですから、そのとおりだと思います。

ただ、国際連合の常任理事国であるロシアが独善的な形で他国を侵略というか、世界國家が独裁政権によってあのような軍事をもってやっている状況を国際連合ですら制御できない状況になっているわけです。

それ以前に安保関連3法案については、安倍政権のときにしっかり米国との協調が図られたからこそ現在の安全保障というものが進んだと、私はそのように理解しています。したがって、今中華人民共和国が行っている香港との関与の仕方や、今回の全人代での主席の発言で台湾について完全に明記した形で主張していることは、看過できない状況でありまして、捉え方なのですけれども、世界の安全保障の状況が大分変化している。日本は四方海に囲まれて、陸続きでない中で、今まで経済中心に発展してきたものの、これからは世界の変化を敏感に感じ取らなければならないと思います。

何より私は、基本的に人権のない国に占領されたくないという思いが非常に強いです。のために、あらゆる手段を講じて、日本国たる主権をしっかり守っていかなければ本末転倒な話になると思います。

実際に見てください。中華人民共和国もウイグルや香港を巡る問題で、全て国家支配の中に人権を剥奪されている状況にある。そういう状況が我が国にも迫りつつあるという危機感を我々国民もしっかり捉えなければならないと思っています。

したがって、1、2については、反対します。

3については、本県の復興にかかわる問題ですし、そもそも財源については国会でもさまざまな議論があって、いろいろなバランスの中でやらなければならないわけですけれども、本県の姿勢としては復興特別所得税をしっかり担保しなければならないという主張をしていかなければならぬと思っていますので、そのようなことでお取り計らいをお願いします。

○菅野ひろのり委員長 一旦休憩をさせていただきます。

[休憩]

[再開]

○菅野ひろのり委員長 再開します。

それでは、改めて確認いたしますが、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択、不採択との意見がございました。

それでは、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立少數であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 95 号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明はありませんので、意見交換に移ります。本請願に意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、意見がないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、あわせて発言をお願いいたします。

○飯澤匡委員 普天間基地の危険性は日本政府も認めており、辺野古への移設について考えているところです。橋本政権のときに方針が決定されて、現在動いているわけですから、それは早くやっていただきたい。危険なところというのは、みんな認めています。

ただし、有機フッ素化合物については、私の勉強不足で知見がなく確認のしようがございませんので、この点についてはなかなか意見表明できないと思っています。

また、タイトルにかかる問題ですけれども、取り巻く安全保障ということになってしまふと、今の状況では判断しかねると思っております。

○菅野ひろのり委員長 本請願の取り扱いについてはいかがでしょうか。

〔「採択」「継続」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、本請願について継続審査、採択、不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉総務部長 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明いたします。

お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてごらんいただきたいと思います。令和 5 年度税制改正にかかる地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されており、2 月定例会終了後、年度内の公布が見込まれております。これに伴う岩手県県税条例の改正内容は、自動車税種別割について、環境負荷の大きい自動車に対して課する税率の特例措置の対象範囲を改めること及び環境負荷の少ない自動車に対して課する税率の特例措置を講ずることであります。改正法につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行される予定とされており、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、会期終了後に地方自治法第 179 条

の規定に基づき、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○和田管財課総括課長 県庁舎のあり方検討に向けて、先進地調査を行ってきましたので、その概要についてお手元の配付資料により御報告をいたします。

1ページです。1の趣旨でございますが、県庁舎のあり方検討に当たっては、将来にわたって持続可能な行政サービスが提供できるよう機能や規模、県民利用、財源確保策、政治手法など、さまざまな論点整理が必要なことから、先進事例であります移転整備をしました長崎県庁舎、現地建てかえをしました岐阜県庁舎、全部改修をしました福岡県久留米市環境部庁舎を調査してまいりました。

2ページをごらん願います。まず、長崎県庁舎についてでございます。昭和28年竣工の旧本庁舎が手狭で老朽化し、加えて市内の民間ビル等に分散して業務を行っていたというようなことから、平成29年に市の中心部から旧長崎魚市跡地に移転建てかえしたものです。左下の写真のように場所を移転したということでございます。

1、庁舎の概要ですが、敷地面積は約3万平米と本県の3倍、延べ床面積は約8万6,000平米と本県の2倍超となっております。階層は、いずれの建物も8階ということですが、一つの階層の面積が広くなっています。イメージとしては、アイーナのようなイメージを想定していただければよろしいかと思います。

2、検討から完成までの経緯と期間でございますけれども、全体として27年の期間を要しております。内訳としましては、移転新築を決定するまでが17年、基本構想策定に3年、基本設計から建設工事で7年ということになっております。

3ページをごらん願います。新庁舎の特徴ですが、執務室は組織がかわった場合に柔軟に対応したり、職員間の連携が取りやすいよう、課ごとに間仕切りを設けないオープンフロアを採用しております。また、複合機や消耗品を集約し、業務の効率化やコスト縮減を図るほか、フロアごとに共有書庫を配置し、執務室の中にはなるべく物や書庫を置かないようにし、その分ミーティングスペースを広く多数設けるようにしております。庁舎内は、どの場所にいても無線LANで接続可能で、打ち合わせスペースにノートパソコンやPHSといったものを持参し、打ち合わせや資料作成等を行うことが可能となっております。

4ページをごらん願います。防災対策は、免震装置による耐震基準や非常時の設備バックヤード機能を確保するほか、災害対策を円滑に進める専用の執務室などを設けております。省エネ、省資源対策は、照明のLED化や高効率な空調熱源設備の導入など、建築物の環境性能を評価するCASBEEの最高評価を取得しております。セキュリティ対策としては、執務時間内は本県と同様に庁内に自由に入り出しきれるのですけれども、執務時間外はフロアごとに執務室と廊下のシャッターが下りるような形になっていまして、職員以外の出入りはできなくなるという形になっております。

5ページをごらん願います。規模は、延べ床面積が行政棟で旧本庁舎の1.3倍、議会棟で旧庁舎の2倍程度、1人当たりの面積は、本県では18.6平米でございますけれども、も

ともと手狭だったということもあって、長崎県の場合は 16.5 平米から 24.5 平米にふえております。

旧議会棟については、これまで専用の委員会室が 1 部屋しかなくて、通常の会議室を委員会室として借りて使用していたということでございますが、新議会棟ではその分必要なスペースをしっかりと確保しているということでございます。

県民利用は、吹き抜けのエントランスや食堂、展望室等を設けておりまして、エントランスについては災害時の一時避難や医療活動の場としての利用も想定しております。駅に近いということもございまして、そのような利用も考えているということでございました。

位置は、県民の利便性を考慮し、駅に近い旧長崎魚市跡地を移転先に決定しております。

整備手法は、単独整備で、財源は県庁舎整備のための基金を設け、25 年間で約 369 億円を積み立て、全額充当しております。

6 ページをごらん願います。その他でございますが、車での来庁を考慮しまして 220 台収容の駐車場棟を整備しております。駅に近いこともありますので、無料としますと無断駐車ということもありますから、有料とし、年間 1,000 万円の収入があるということでございます。

それから、建物には、県産材をふんだんに使用するほか、県政情報等を発信するスペースも設けております。

7 ページをごらん願います。次は、岐阜県庁舎についてでございます。昭和 41 年竣工の旧庁舎、こちらについては老朽化が顕著でありまして、本県同様、現在の耐震基準を満たしていないことから、今年度敷地内の駐車場用地に現地建てかえしたものです。視察したときは、ちょうど引っ越し作業等もしていた状況でした。

1 の庁舎の概要ですが、敷地面積は、約 15 万 8,000 平米と本県の 13 倍、延べ床面積は約 8 万 2,000 平米と本県の 2 倍超となっております。階層は、行政棟のほうは 21 階の高層で、議会棟は 6 階の中層構造となっております。建設工事費は、約 483 億円となっております。

2、検討から完成までの経緯と期間でございますけれども、全体として 11 年の期間をしておりまして、内訳としては現地建てかえの決定までに 2 年、基本構想策定に 2 年、基本設計から建設工事までに 7 年となっております。長崎県と違いまして、用地選定が必要なことから、建てかえ決定までの期間が大幅に短くなっております。

3、8 ページをごらん願います。新庁舎の特徴ですが、執務室は、長崎県同様オーブンフロアを採用しておりまして、複合機や消耗品の集約、共用書庫の配置、それからミーティングスペースの多数配置、庁内無線 LAN、これらについても長崎県同様の整備をしております。特徴的なところは、共有スペースの活用と書いてある左から 2 番目の写真をごらんいただきたいのですけれども、執務室の中央に組織間が上下で行ったり来たりできるように職員専用の中央階段というものを中階段という形で設けております。

9 ページをごらん願います。防災対策につきましては、21 階の高層の行政棟については

免震、中層の議会棟については壁に強度を持たせる耐震構造を採用しております。こちらについても災害対策を円滑に進める1階丸ごと専用のフロア等を設けております。セキュリティー対策については、国の庁舎同様、1階にセキュリティーゲートを設置しております。執務エリアに入る際はゲートを通過することが必要になります。また、省エネ、省資源対策については、長崎県同様、環境性能を強化するCASEの最高評価を取得しております。

10ページをごらん願います。規模は、延べ床面積が行政棟で旧庁舎の1.6倍、議会棟で旧庁舎の1.5倍、1人当たりの面積はもともと本県よりも広かったのですが、26.2平米からさらにふえて34.2平米にふえております。

県民利用エリアは、1階から3階と20階の展望フロアについては自由に入り出しができるということです。1階には、ギャラリーと、それから特徴的なのはシンポジウムなどが開催できるよう500人規模の大ホールを庁舎の中に設けております。それから、議会棟も図書館、情報コーナー等には県民が自由に入り出しができる形になっております。

11ページをごらん願います。位置につきましては、岐阜市の中心部から少し離れた場所、ここからで言うと県庁から流通センターぐらいの距離にございます。したがいまして、無料の大型駐車場を整備するほかに、敷地内にバスロータリーを設置し、市中心部などと結ぶ路線の確保や運行本数、そういうものをしっかりと確保して県民の利便性に考慮しているということでございます。

整備手法については、長崎県同様、単独整備で、財源は県庁舎整備のための基金を設け、6年間で建設費の約半分に当たる約260億円を積み立てております。その他としては、職員が零歳から2歳児を預けることができる保育園というのを民間委託で設置しております。

12ページをごらん願います。こちらは、福岡県久留米市の環境部庁舎についてでございます。もともと廃棄物収集車両基地だった建物を庁舎として使用していたということです。1階に車庫があって、2階は事務所というような建物を庁舎として使用していたのですけれども、空調設備の更新に合わせ、断熱や照明、それから空調設備の省エネルギー化と太陽光発電装置の設置等によりつくる創エネルギー化で年間のエネルギー消費量の収支をゼロとする、いわゆるZEB改修を公共建築物として初めて行ったという例でございます。

1の庁舎でございますけれども、平成2年度に竣工した築30年の建物でございまして、延べ床面積は2,089平米と、イメージ的にはこの議会棟のワンフロアを少し小さくしたような規模でございます。改修工事費ですが、米印の1をごらんいただきたいのですけれども、必要な設備の更新だけだと6,300万円程度で済むものを太陽光発電装置等を追加し、ZEB化したということで約2億500万円かけております。それによって効果があったという話なのですけれども、後ほど少し触れさせていただきたいと思います。

それから、3、検討から完成までの経緯と期間ですが、ZEB化の検討や調査に4年、改修工事に1年、計5年の期間を要しております。

13 ページをごらん願います。改修の内容につきましては、外皮断熱の強化として車庫の天井部にウレタン系断熱材を吹き付け強化するほか、窓ガラスがもともと単層ガラスだったものを複層の真空ガラスに交換し、断熱性能が約 9 倍ほど上昇しております。また、空調の換気設備改修として、全熱交換換気扇の導入により空調能力を大幅にダウンサイジングするほか、LED 照明の導入や屋上に太陽光パネルを設置するなどしております。

14 ページをごらん願います。整備財源ですが、改修工事費は先ほど申し上げました 2 億 500 万円ほどでしたが、1 億 3,000 万円の国庫補助金を活用しております。市の実質負担額は 7,500 万円程度となっております。米印の負担額回収のところをごらん願いたいのですけれども、ZEB 改修することで実質 6,000 万円と 7,500 万円の差額 1,200 万円分の負担増ということになりますけれども、年間の光熱水費などのエネルギーコストが通常改修をした場合ですと 111 万円程度しか削減できないものが ZEB 改修ですと 290 万円削減できるということで、1,200 万円上乗せしたコストは約 7 年で回収できるということで取り組んだというところでございます。

15 ページをごらん願います。今回の調査結果からどのようなものが見えるかというのを分析したものでございます。3 事例共通で配慮されている点をまとめてみると、機能については部署の職員間のコミュニケーション、行政需要の変化などに対応するために、執務室をオープンフロア化しており、十分余裕を持った会議室を確保しております。また、無線 LAN やオンライン環境の整備など、先進的な庁内 DX 化を進めております。それから、設備の省エネ化、ZEB 等による建築物の脱炭素化というのも時代に即して取り組んでおります。防災拠点としての耐震性や、災害対応の円滑化にも当然のごとく配慮しています。セキュリティーについては、集中監視というやり方もありますし、ゲートの配置ということもございますけれども、個人情報保護や防犯性の観点からしっかりとセキュリティー対策を強化しております。機能としてはそういうのがございます。

規模については、長崎県、岐阜県の例どちらを見ても、延べ床面積、1 人当たりの執務面積が旧庁舎の約 1.5 倍程度の規模に、建てかえの場合はふえているということでございます。

県民利用については、県民が自由に利用できるエントランスや展望室の配置、ユニバーサルデザインの配備、駐車場というものを十分に確保しております。

位置については、それぞれの抱える課題を解消するため、費用対効果等も勘案し、決定しているほか、3 例とも仮庁舎を確保せず整備を行っているということも特徴だと言えます。

整備手法については、民間資金の活用の検討はしたのですけれども、いずれも単独整備とし、整備財源については県庁舎整備のための基金を設置して、全体事業費の半分以上を積み立てているということでございます。

あと建物の ZEB 化など、国が財政支援を行う補助金や地方債も活用しているということです。

以上が今回の調査結果から考慮した配慮されている点、分析したところでございます。

16 ページをごらん願います。今後の進め方についてでございますけれども、先ほど御説明したとおり、今回の調査結果から県庁舎整備に当たって配慮すべき点が少し見えてきた、確認できたところでございますので、今耐震診断等を行っておりますけれども、耐震診断後の比較検討に向けて、改修や建てかえごとに機能や規模、県民利用、整備費用や整備財源、仮庁舎の確保など、項目ごとに論点整理を進めていきたいと考えております。

当面のスケジュールでございますが、今回の報告後、引き続き総務部を中心に論点整理を進めまして、令和5年7月に耐震診断結果と耐震改修の提案が出てきてまいります。それを踏まえて、比較検討パターンを幾つか作成しまして、専門家の知見、それから本日のように議会の御意見も参考にし、県庁舎の改修、建てかえの判断とあわせた県庁舎のあり方案について作成を進めていきたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内よしひこ委員 選挙管理委員会費についてであります、選挙管理委員の仕事の内容と人員数、年間の活動実績はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○大森選挙管理委員会事務局書記長 選挙管理委員会書記長として御答弁申し上げます。

選挙管理委員の仕事の内容と人員数、そして年間の活動状況について御質問がありましたので、お答えいたします。岩手県選挙管理委員会は、地方自治法第180条の5及び第181条の規定に基づきまして、県が処理する選挙に関する事務を管理するために設置されておりまして、委員の人数は4人と定められているところでございます。

続きまして、仕事の内容でございますけれども、毎月開催する委員会の会議、通称定例会と呼んでおりますが、この定例会におきまして法令により委員会の権限とされております選挙の管理、執行に関する事務、例えば今年度実施いたしました参議院議員岩手県選出議員選挙関連で言いますと、選挙人名簿の登録基準日等の決定でありますとか、ポスターの掲示開始日や政見放送の日時、不在者投票ができる施設の指定などについて審議をしたところでございます。また、それ以外では、岩手県選挙管理委員会が投票率の向上に向けて取り組む啓発事業の内容、小学校、中学校、高等学校等で行っております選挙に関する啓発授業の資料や授業の進め方、あるいは岩手県選挙管理委員会で所管する諸規定の改正案や国への選挙制度の改正要望事項の内容などにつきましても協議いたしまして、委員の意見を取り組み内容に反映しているところでございます。

続きまして、年間の活動実績でございますけれども、選挙管理委員につきましては、毎月1回の定例会に御出席をいただきまして、選挙の執行や普及啓発等に関する議題などについて御審議をいただいているところでございます。また、効果的な選挙啓発事業の実施に向けて、大学教授や大学生との意見交換、さらには他の都道府県の選挙管理委員との意見交換などのための会議などにも御出席いただいているところでございます。

○城内よしひこ委員 毎月1回の定例会の所要時間は、どのぐらいかかっているのかお伺

いしたいと思います。

○大森選挙管理委員会事務局書記長 そのときの議題のボリュームによりますけれども、おおむね1時間から2時間程度かと思っております。

○城内よしひこ委員 ちなみに、この4人の選挙管理委員の方々の総額の報酬はどのぐらいなのか教えてください。

○大森選挙管理委員会事務局書記長 選挙管理委員の報酬につきましては、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定によりまして、委員長は月額18万7,000円、その他の委員は月額16万9,000円となっておりまして、これ他の行政委員会の委員、例えば人事委員会の委員や公安委員会の委員、収用委員会の委員と同額となっております。

○城内よしひこ委員 4人の方々の中で自分の仕事を持っている方がいらっしゃると思いますが、どういった職種なのかお伺いしたいと思います。

○大森選挙管理委員会事務局書記長 委員長につきましては、これまで同様ですけれども、弁護士の方にお願いしております、弁護士の資格がある方でございます。そのほかの委員につきましては、千葉茂樹委員が岩手県立大学の理事長をされておりましすし、大谷冬太委員が区界にある青少年の家の指導員をされていると思っております。菊池敦子委員については、済みません、今手元に資料がございませんが、何らかの職業にお就きになっております。選挙管理委員会の委員は非常勤の特別職の職員でございまして、地方公務員法に規定されている営利企業従事制限などの規定がございませんので、他の職と兼ねることについては法律上、問題ないと認識しております。

○城内よしひこ委員 人選が多岐にわたっており、今の4人の方もさまざまな職種にあるようですが、どういう選考基準で選ぶのか。まさか立候補ということはないのでしょうかけれども、どのような形で白羽の矢を立てるのかお伺いしたいと思います。

○大森選挙管理委員会事務局書記長 御承知のとおりでございますけれども、選挙管理委員につきましては、地方自治法の規定により議会の選挙により選任するとされております。直近ですと、令和2年度の任期満了に当たり議会事務局からの依頼に基づきまして候補者を選定し、推薦したところでございます。

委員の構成でございますが、先ほども申し上げましたけれども、従来弁護士1名、地方自治事務経験者1名、常時啓発、または社会教育経験者男女各1名の4人で構成してきたという経緯がございまして、令和2年度におきましても先例どおりの構成とすることを基本としまして選定し、推薦したところでございます。

○城内よしひこ委員 わかりました。この件については、また別な角度から御質問したいと思います。

次に、携帯電話等エリア整備事業費補助ですが、市町村からの要望件数と実績をお伺いしたいと思います。

○木村デジタル推進課長 携帯電話等エリア整備事業費補助についてでございますけれ

ども、本事業にかかる近年の市町村からの要望数につきましては、令和2年度が4市町、令和3年度が2市町、令和4年度が1市でございました。

整備実績でございますけれども、令和2年度、令和3年度は要望どおり合わせて6市町、今年度につきましては宮古市から要望がありまして、整備を予定しておりますけれども、通信事業者による自主整備が当該地区で行われたことによって、取り下げという実績になっております。

○城内よしひこ委員 ローカル5Gの進捗状況もお伺いします。

○木村デジタル推進課長 ローカル5Gの整備進捗状況についてでございますけれども、御承知かと思いますが、ローカル5Gにつきましては、地域や産業の個別のニーズに応じまして、事業者や自治体等の多様な主体が限られたエリアで独自の5Gシステムを柔軟に構築できるものでございます。本県においては、ローカル5Gを活用しまして令和3年度、東日本大震災津波伝承館にローカル5G基地局を設置し、岩手県立葛巻高校の生徒が遠隔見学するなどの実証を行ってまいりました。

今年度につきましては、引き続き県立高校2校が東日本大震災津波伝承館の遠隔見学を行ったほか、ぼうさいこくたい2022が開催されました兵庫県神戸市と東日本大震災津波伝承館を結び、遠隔見学による防災の姿の発信に取り組んだところでございます。

○城内よしひこ委員 こういったものは学校現場と連携等を図っているのか、それとも学校現場は独自でやるのか、その辺のすみ分けもお伺いしたいと思います。

○木村デジタル推進課長 ローカル5Gの取り組みにつきましては、学校現場で行っておりますGIGAスクールやICT活用のほか、それとは別枠で我々のほうで最新の情報通信技術の活用の実証を踏まえまして、実装への検討を行い事業化しているものでございまして、学校への遠隔見学といった打診は、独自に実施しております。

○城内よしひこ委員 わかりました。

そこでお伺いするのですけれども、新しい道路が整備されました。トンネル等で携帯電話の電波が入らないところもあるわけですが、そういったことについて、道路を整備する際、県土整備部と連携等しないのかお伺いします。

○木村デジタル推進課長 携帯電話の不感地域の解消につきましては、これまでにも我々が主体的に取り組んでおりまして、主に携帯電話の通信事業者との調整や国への要望活動を行ってまいりました。

一方、道路整備は、城内よしひこ委員御承知のとおり県土整備部が行うものでございまして、新しい道路の整備がどんどん進んでまいりましたが、トンネルでの不感解消については、なかなか調整が図られなかつたところでございます。トンネルでの不感については、道路管理者である県土整備部が公益財団法人移動通信基盤整備協会という国の外郭団体に対して整備要望を行っており、昨年度からそういったことを情報共有しながら、連携を図っております。

○城内よしひこ委員 連携は大事ですよね。ところが、例えば区界にある約5kmのトンネ

ルであったり、国道 106 号は大分道路を立派にしていただきましたが携帯電話の電波が入らないところがあるわけです。連携は必要だろうし、これからできる笹ノ田トンネルもそういう対応をしていくべきだと思うのですが、後づけになると、どうしてもコスト高になるし、諸手続が面倒になると思うので、今後の計画の中に盛り込むことが大事だと思います。東日本大震災津波の復興工事は一瀉千里で、もう何でもかんでもやらなければならなかつたというのはわかりますが、国の事業には、それが全て盛り込まれていますよね。沿岸地域の道路はトンネルの中でもラジオも携帯の電波も入る。そういう状況にあるわけでありますので、今後は連携を図って、安心安全な岩手県をつくっていただかないと、これから来ていただく多くの旅行者の方々も不便を感じるのではないかと思うのです。そういうことも含めて連携を密にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村デジタル推進課長 城内よしひこ委員御指摘のとおり認識を持っております。先ほどお答えいたしました主要道路のトンネル等につきましても、できてから申請、要望を行うのではなくて、供用開始とともに整備が図られるよう、事前に計画段階でエリア化を盛り込んでもらえるよう昨年度から県土整備部と連携して行っております。

また、県内には携帯電話の不感地域がまだまだございますが、エリア人口居住地とそれ以外の非居住地域の双方について整備を図っていかなければなりません。それに加えて 5G について、通信事業者は新たな整備をどんどん進めている状況もございますので、県としましてはそれぞれのニーズや事情を踏まえながら、さまざまな要望を行い、市町村と連携して取り組んでまいります。

○菅野ひろのり委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯澤匡委員 2 点ありますが、最初の 1 点目は、来年度の県に対する市町村の政策要望会について伺います。

本会議の答弁等で来年度から知事が市町村要望に出席すると聞いておりますが、地元の自治体に聞きますと、大体 6 月の国の補正予算を待ってさまざまな政策を練り上げるということです。したがって、例年 7、8 月にやっているのですけれども、知事が出席するということで、実施時期の変更や進め方などについて、検討状況を示してください。

○大森市町村課総括課長 令和 5 年度における市町村要望の実施時期でございます。市町村要望は、飯澤匡委員からお話をありましたように、例年 7 月から 8 月にかけて行われております。来年度のこの時期に知事が対応する他の業務日程等も考慮しながら、今後広域振興局と市町村との間で具体的な日程調整を行うこととしております。

次に、市町村要望の進め方と内容でございます。詳細については検討中でございますが、知事が各地区合同庁舎等に出向いて、1 日に複数の市町村から要望をお受けする形で実施することとしております。今後、広域振興局とともに市町村の意向を聞きながら、調整し

てまいりますが、市町村の課題認識や要望の背景でありますとか、要望の実現によってどのような効果を期待しているのか等について、今まで以上に市町村からしっかりとお話を伺う機会にしたいと考えております。

○飯澤匡委員 たしか知事就任2年目だったかに、そのような方式で広域振興局に集まつてもらってやったと記憶していますけれども、知事の時間の都合もあるでしょうから、開催時間については1自治体当たりどのぐらい見込んでいるのか、検討していればお知らせください。

○大森市町村課総括課長 現在は、4広域振興局それぞれの市町村と打ち合わせをしまして、やり方や時間を決めておりますけれども、時間につきましては、どの広域振興局も1市町村当たりおおむね60分程度で行っておりますことから、同程度の時間を確保して行う方向で今後市町村と調整してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 決して否定するものではなくて、やるならしっかりとやってほしいという思いで聞いています。

60分ぐらいでやっていますよね。その後は、自治体のやり方によるでしょうけれども、私の地元である一関市や平泉町は、より詳細な課題や共通認識については懇談会でやるのです。我々オブザーバーの県議会議員は入らず、行政マン同士でやるのですけれども、そうすると知事はなかなか時間が取れないということになりますので、その場合はまた別の機会に行うことになるのでしょうか。

○大森市町村課総括課長 飯澤匡委員からお話がありましたとおり、広域振興局、市町村によっては第1部として市町村要望を行って、その後第2部として意見交換という形で行っているところもあると聞いておりますけれども、知事の日程や時間の都合もありますので、基本的には要望のみについて知事が対応することとしておりまして、意見交換につきましてはこれまでどおり広域振興局長を中心に別日での対応になるかと思っております。

○飯澤匡委員 わかりました。先ほど言いましたように、第2回目の市町村要望に知事が出席したときは、私は覚えてますけれども、知事はほとんどしゃべらなくて、県南広域振興局の藤尾局長だけがしゃべっていたという印象でした。だったら、あまり来る意味がないのではないかと強く思いました。

知事が出席するということは評価しますが、私たちの会派は、知事も市町村の課題認識をしっかりと持つべきであり、そういう観点で要望会に出席したほうがよろしいのではないかということをもう何年も言ってきました。再三にわたり、そういう注文をつけてきたわけですけれども、広域振興局長が知事の名代として要望を受けて、後日、知事にその内容を報告するやり方こそがベストという答弁をずっと繰り返してきたわけです。

したがって、今回我々の要望に沿うような形にはなったことは、一方では評価しますが、今まで言ってきたことについてどのような検証が行われてきたのか。これは、しっかりとやっていかないと。普通会社の業務計画でもこういうAプロジェクトをやりました。だけれども、失敗だったから、何が失敗だったか、何が足りなかつたかを反省をした上で元に戻

すとか、やり方を改めようとか、このようなことを行うのが普通なのです。何がよくなかつたかということを序内、それから我々議会にも明らかにしないといけない。我々は要望をしてきた以上、そして皆様方が強弁をしてきた以上、その検証結果について明らかにする必要があると私は思うのですが、その点についてどういう検討がなされたのか教えてください。

○大森市町村課総括課長　来年度から、知事が市町村要望に出席するという見直しの経緯でございますけれども、先般の予算特別委員会での答弁にも関係しますけれども、第2期アクションプランに基づきまして人口減少対策を初めとする地域がそれぞれ直面する諸課題への取り組みの実効性を高めていくには、これまで以上に県と市町村がさらなる連携強化を図り、意見交換や情報交換の機会をふやしていく必要があるという認識、考え方のもと、令和5年度から知事が広域振興局長とともに要望の場に出席することとしたものでございます。

一方、市町村要望につきましては、日常的に地域の実情やニーズを把握して、地域課題に精通している広域振興局長を中心となって対応していくという方針に変わりはないと考えております。広域振興局長が市町村要望等によって把握した地域の重要課題について報告し、全庁的に共有する取り組みも引き続き実施していく予定としております。

○飯澤匡委員　それは、非常に目的がずれていませんか。ずれているというか、まやかしではないですか。だって、ベストだと言ったのです。ベストということは、これ以外にないと言っていたのだから、そのやり方を改めるということは、何らかの反省点と問題点があったから変えるのでしょうか。それでは要望会と知事が出席するということは全く別建てということですか。今までの方式は温存して、今回は第2期アクションプランだから別建てでやるということですか。そこをはっきりさせてください。

○大森市町村課総括課長　別建てということではなくて、今まで以上に市町村の課題や要望を把握した上で次年度の予算編成や国への政策提言を行うため、市町村との意思、連携強化を図るという観点で意見交換や情報交換の機会をふやしていくものです。これまでトップミーティングや県市町村連携推進会議といった知事と市町村長との意見交換の場をふやしてまいりましたし、第2期アクションプランの策定に当たりましては、昨年8月に4広域振興圏ごとに知事と市町村長との意見交換を開催しておりますので、そういった取り組みの一環として、市町村要望についても広域振興局長中心というのは変わりませんけれども、意見交換や情報交換の機会をふやしていくという考え方のもと、見直しをしていくところでございます。

○飯澤匡委員　しつこいのだけれども、ベストだと言ったのだよ。これ以外方法はないと言ったのです。それでは今までのやり方の反省点は何なのですか。広域振興局長から吸い上げたものがベストだと言って逃げてきて、やらなかつたのだから、その上で反省に立つたものがなければ、選挙が近づいたからやるのかと思ってしまうではないですか。やり方を変えるということなら、これまでのやり方についての検証をやったのかやらないのか、

やるつもりはないのか、それをはっきり聞いてからです。

○大森市町村課総括課長 繰り返しになりますけれども、令和3年度からはトップミーティングを実施しておりますし、ことしも回数をふやしていくなど、意見交換の機会などについては、ふだんからそういった見直しをしております。その過程において、市町村要望についても知事が出席するというような変更を行うところでございます。

○飯澤匡委員 これ以上言ってもだめなので、あとは本人に直接聞きますけれども、今までの方式をどうやって改めてやるかという点については、全く不明確です。これでは、民間会社では通用しないです。あなた方の論理の中でやっていると言わざるを得ないですね。

時間がないので、次に行きます。今議会も随分議論があったところですが、岩手県立大学理事長の報酬について、臼澤勉議員も具体的に指摘をしたように5割増しですよね。学長との報酬のバランスを欠くことで学内においてさまざまな影響が出るというのは当たり前ですよ。そのようなことをあなた方は検証したのか。今回の答弁でも学内の自治の問題だからということで收れんされているけれども、そうはいかないでしょう。県立大学というのは、県民の税金で運営されているわけですから、それを所管するふるさと振興部でもしっかりとアンテナを高くして管理していかなければならぬと思います。この点についてはいかがですか。どのような影響が出るのか、それを検討したのかどうか示してください。

○熊谷ふるさと振興部長 岩手県立大学理事長の報酬についてでございますが、公立大学の理事長を含む役員の報酬につきましては、地方独立行政法人法第48条第3項の規定によりまして、国及び地方公共団体の職員の給与、また、他の一般の地方独立行政法人及び民間企業役員の報酬、それから当該一般地方独立行政法人の業務実績、その他の事情を考慮して定めなければならないとされておりまして、県立大学においても法の規定にのっとり、報酬額を決定していると伺っております。

なお、今般の報酬改定に当たりましては、今申し述べました法の原則の中に若干踏み込みますが、他の公立大学法人の理事長の報酬が大体1,200万円余でございます。また、学内の他の役員の平均給与との均衡、理事にある職の者が1,100万円余であり、学長の給与年額は、単独の学長1人ですので、給与を言いますと個人情報になってしまい、そこまでは申し上げられませんが、今の理事長報酬の年額の1.3倍期末手当が支給されるところでございます。年額報酬という形で比較いたしますと1.3倍程度ということで、そういったところを勘案して報酬決定したと伺っております。これにつきましては、外部理事を含む役員会議により審議を経由した上で決定したものと聞いているところでございます。

○飯澤匡委員 決定は決定でいいのですけれども、実際問題自分が理事長職に行く前にちゃんと整理させてやったわけでしょう。それも、いきなり5割増しですよ。これはお手盛りとしか言いようがないのです。そして、先ほど言ったように、実際にもう学内で影響が出ていると聞いています。

手続き論に終始しているわけですけれども、いずれどういう影響が出てくるのかということを想像できないと、県庁の機能として果たしてそれでいいのかということを問題提起し

たいと思います。明らかにバランスを欠く。この間の決算特別委員会で申し上げたように、確かに東北の経済状況の中で考えれば、公立大学の理事長で同じぐらいの報酬をもらっている人もいますが、その大体は学長と理事長の兼務なのです。単独でこれだけの報酬をもらっているという人はいないですよ。このことについては、この間指摘をしたところですが、県が県立大学の全体を管理するという意識が薄いことが大問題だと思います。

最後になりますけれども、5割増しの大幅アップについて、県は本当に示唆していなかつたのか。答えは、恐らく同じだと思うのですけれども、私は必ず裏を取りますからね。そこで、あなた方が示唆していないと言ったのがうそだったら、とんでもないことになりますよ。それも含めてちゃんと答弁してください。

○熊谷ふるさと振興部長 県立大学理事長の任命につきましては、設立団体の長である知事が行っているところでございますが、理事長の報酬は法に基づいて大学で決定しております。報酬額の増額について示唆があったかどうかというお尋ねでございますが、私は承知しておりません。

○飯澤匡委員 あつたらとんでもないことですからね。これは、必ず決着をつけます。そのことを申し上げて、今回は終わります。

○菅野ひろのり委員長 城内よしひこ委員、先ほど発言されていますので、残り6分以内です。

○城内よしひこ委員 先ほどの飯澤匡委員の前段でありました知事の各広域振興局の訪問について、広域振興局長を中心という話がありましたら、知事の立場とすればオブザーバー的な立場で出席するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○大森市町村課総括課長 知事が出席し、そのほかの出席者としては広域振興局長、副局长長、広域振興局の各部長が出席する形でございます。

○城内よしひこ委員 先ほど広域振興局長が中心と答弁していましたね。とすると、やはり受けるのは知事ではなくて広域振興局長になるのですよね。それでいいのかなと疑問に思うわけです。私たちも各広域振興局で市町村要望に立ち会いますが、立ち位置はオブザーバーで、最後に意見を求められる。その程度でいいのかなと思っているのですが、知事たる者が市町村要望に立ち会うという姿勢として、知事が中心となって受けるというのであれば一定の理解はできますが、それではなかなかどういうものなのだろうと思うのだけれども、その辺の今後の運営方針というのは、もう決まっているのですか。

○大森市町村課総括課長 例えば知事が要望書を受けるかということですね。あと首長との意見交換のやり方をどうするかということにつきましては、広域振興局と市町村との間で具体的なやり方を調整しますが、それぞれの市町村等によっても少しやり方が違うこともありますので、要望を聞きながらやっていきたいと思っております。

いずれにしましても先ほど飯澤匡委員にも御答弁申し上げましたけれども、要望の背景や要望の実現によって、どのような効果を期待しているかということについて、今まで以上に知事も含めて要望の場に出席する職員が市町村から伺って、さまざま課題や背景など

をいろいろお聞きする機会にしたいと考えております。

○城内よしひこ委員 各広域振興局長は、地域の首長さん方と常に連携はあるから、一定のやり取りはできるのだと思うのです。これまでの下地があるかどうかは別にして、逆に知事が行って、話を聞いて理解できるのかなと。現場に出ていないので、わからないのではないかかなと思うのです。それで、なおかつオブザーバー的な出席では、なかなか実効性のない会議になるのではないかと危惧するのです。本当に県民に寄り添うというのであれば、ぜひ生の声を聞く、それも 60 分の中で。恐らく 1 市町村 60 分という制約なのだろうけれども、それでは少し短いのではないかと思います。せっかく知事が来るのであれば、もう少し時間を持って 1 時間半とか、やり取りがディープにできるような仕組みにしていかないと、もったいないなと思うのだけれども、その辺どうなのですか。

○熊谷ふるさと振興部長 ただいま城内よしひこ委員から御指摘いただきました件について、基本的にはオブザーバーということでは考えておりません。知事出席の場合の具体的な進行方法につきましては、今後、市町村と具体的な話をしながら決めてまいりますが、私どもは知事が出席して要望書を受け取り、その要望の中身を聞き、今市町村がどういったところに悩み、どういうことをやろうとしているのかといったことを生の声で聞いていただきながら、意見交換する。そして、広域振興局は、受けた要望を実際の行政課題としてどう処理していくかということになりますので、そういった部分についてはこれまでと同様の立場で対応させていただきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回 4 月に予定しております閉会中の委員会ですが、今回継続審査となりました請願陳情 1 件及び所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、「県警察の広報と音楽隊について」といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査、継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和 5 年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施するこ

ととし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。